

## 「放課後児童指導員に求められる資質・技能と資格についての調査研究」について

平成25年9月30日 野中 賢治

この調査研究は、厚生労働科学研究「仕事と子育ての両立を支援するサービスの連続性と整合性並びに質の評価に関する基礎的研究（主任研究者 藤林慶子〈東洋大学〉）Ⅱ-5. 放課後児童クラブの質の向上に関する研究（分担研究者松村祥子〈放送大学〉野中賢治〈児童健全育成推進財団〉）」の中の、第3年度「放課後児童指導員に求められる資質・技能と資格について」（野中分担部分）として取り組まれたものです。

## I 調査研究の目的と方法

## 1 調査研究の目的

本調査研究の目的は、放課後児童クラブの内容を充実させ質の向上を図るために必要な課題を、子ども、保護者、放課後児童指導員のかかわりの中で明らかにすることにあった。その為には、放課後児童クラブに通う子どもにはどのような支援が望まれるのかを明らかにし、共通理解をはかる必要があると考えられることから、第1年度、第2年度では、「放課後児童クラブに通う子どもにとって望まれる支援」の内容を明らかにすることを目的とした。

本調査研究を進める過程で、児童福祉法の放課後児童クラブに関する条文が一部改正され（平成24年8月）、対象児童が、「小学校に就学している児童」とされた。また、このことを考慮して平成24年度に「放課後児童クラブの運営内容に関する調査研究（座長：柏女霊峰、主任研究者：野中賢治、財団法人こども未来財団）」が行われ、あらたに「改訂版・放課後児童クラブガイドライン」が作成されることとなった。

このことから、第3年度は、本調査研究の第1年度及び第2年度の研究によって得られた「放課後児童クラブに通う子どもにとって望まれる支援」の内容を、この「放課後児童クラブの運営内容に関する調査研究（同）」に反映させるとともに、その成果物である「改訂版・放課後児童クラブガイドライン」を活用して、放課後児童クラブの質の向上に資する放課後児童指導員の資質・技能と資格のあり方を調査・研究することとした。

## 2 調査研究の方法

第1年度及び第2年度は、放課後児童クラブに関するこれまでの調査研究や各地の実践報告、国や自治体が作成した「放課後児童クラブガイドライン」などを参考にして、支援の指標となる案を作成した。そして、その案の妥当性を検証するために、保護者と放課後児童指導員を対象にしたアンケート調査を行い（2012年1

月～2月）、その結果の分析に基づいて各項目を修正して、「放課後児童クラブに通う子どもにとって望まれる支援の内容」を作成した。この内容は、「改訂版・放課後児童クラブガイドライン」（前掲）のなかに、「放課後児童クラブに通う子どもに求められる育成・支援の内容」として反映された。

第3年度は、以下の方法で調査研究を行った。

- ① 放課後児童指導員に求められる資質・資格要件等を明らかにするための前提を、「改訂版・放課後児童クラブガイドライン」（前掲）によって概括する。
- ② 放課後児童クラブに子どもを通わせている保護者が放課後児童指導員に求めているものについて、本調査研究が第2年度に行った「放課後児童クラブに通う子どもにとって望まれる支援（案）」についてのアンケート調査の回答から分析する。
- ③ 放課後児童指導員自身が、どのような資質・技能を必要と考えているのかについて、放課後児童指導員の手記を分析する。
- ④ 放課後児童指導員の現状について概括するとともに、自治体（都道府県、政令市、中核市）が行っている放課後児童健全育成事業に関する研修を概括する。
- ⑤ 上記①②③④の作業をもとにして、放課後児童指導員の資格として有することが望ましいとされる「児童の遊びを指導する者」（「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第38条）について考察する。

以上の作業によって、現時点における放課後児童クラブの質の向上に資する放課後児童指導員に求められる資質・技能とその資格のあり方をまとめた。

## 3 第3年度の調査研究の結果と考察

- (1) 放課後児童クラブに通う子どもに望まれる育成・支援の内容
  - ① 放課後児童クラブの事業目的は、「小学校に就学している児童で、保護者が就労により昼間家庭にいない子どもや、疾病、介護など

により、昼間家庭での養育ができない子どもを対象として、その放課後の時間帯において適切な遊び及び生活の場を提供し、子どもの放課後の遊び・生活を支援することを通じて、その子どもの健全育成を図ることを目的とする事業である」である。

- ② 「適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る」ことについては、以下のことを考慮する必要がある。
  - a 小学生の放課後は、子どもの生活領域の中で遊びを主にすることができる時間帯であり、小学生の時期の遊びは、子どもにとって発達課題でもあること。
  - b 小学生の6年間は、幼児期から児童期への移行期を含むとともに、児童から大人への橋渡しでもある思春期のはじめにまたがる期間であり、放課後児童クラブの中でも、子ども一人ひとりがこのような過程を経て発達していくことに配慮する必要があること。
  - c 今後は、児童期の中でも発達面で大きな変化をする10～12歳の子どもを含めた育成・支援をすることになるので、育成・支援の内容の工夫とともに、新たに、施設空間・環境の整備、放課後児童指導員の資質・技能の向上などの課題を解決する必要があること。
- ③ 放課後児童クラブに通う子どもへの育成・支援の内容—放課後児童クラブの事業目的とその機能・役割から求められる子どもへの育成・支援には、以下の内容が求められる。
  - ▷ 子どもがすすんで放課後児童クラブに通い続けられるような環境の整備と、保護者・放課後児童指導員の連携による支援がある。
  - ▷ 信頼できる大人（放課後児童指導員）がいて、子どもが安心して過ごせている。
  - ▷ 子どもが放課後児童クラブの場を自分たちの遊び・生活の場として実感でき、生活時間の区切りや活動の予測などに見通しを持って過ごせている。
  - ▷ 子どもが放課後を過ごすために必要とされる、休息や健康への配慮がある。
  - ▷ 子どもが放課後の時間を過ごすために必要なおやつを提供がある。
  - ▷ 子どもの発達に即した遊びと活動ができるように、環境の整備と支援がある。
  - ▷ 子どもが放課後児童クラブで安全に過ごすことができるような環境の整備と支

援がある。

- ▷ 子どもが養育環境や発達面などで固有の援助を必要としている場合に、援助が適切に行われている。
- (2) 放課後児童指導員に求められる資質・技能  
今回の調査研究で明らかにされた放課後児童指導員に求められる資質・技能を要約すると、以下のようになる。
    - ① 子どもが小学校に通う期間（6歳～12歳、児童期）に、子どもの身近にいて、その育成・支援を行う放課後児童指導員には、子どもから信頼される存在となり得ることが必要であり、それには豊かな人間性と倫理観を備えた教養が求められる。
    - ② 児童期の子どもの「遊び及び生活」の理解と「保護者が就労により昼間家庭にいない、疾病、介護などにより昼間家庭での養育ができない」家庭への理解に基づいた、放課後児童クラブにおける子どもの育成・支援を行う知識（理論）と技能（実際）が求められる。
    - ③ 常に自己研鑽に努め、放課後児童指導員と子ども・保護者との信頼関係を築くと共に、放課後児童指導員同士の信頼関係を形成して、地域の子育てに関わる機関や人々からも認められる存在となることが求められる。
  - (3) 放課後児童指導員の現状と、自治体の放課後児童健全育成事業に関する研修—研修の現状と課題のみを要約—
    - ① 自治体で行われている研修は、初任者向けの事業理解に関すること、実際の運営にあたって切実な課題となっていることが多く取り入れられており、全体を見ると、研修科目自体には放課後児童指導員に求められる基礎的な知識や技能がほぼ取り入れられていることがわかった。
    - ② 課題は、これらの科目がまだ、一人ひとりの放課後児童指導員にとって系統的に学べるものとして行われてはいないということである。また、研修自体が体系化されていないことも課題としてあげられる。
    - ③ 放課後児童指導員の記録からは、様々な自主研修や事業内容を交流する機会が設けられていることがうかがえた。今後は、自治体が主催する研修の場合でも、研修の場における放課後児童指導員同士の実践の発表と意見交換・交流を積極的に取り入れるとともに、放課後児童クラブ・放課後児

童指導員等が取り組む自主研修への支援をしていくことも望まれる。

(4) 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第38条（「児童の遊びを指導する者」）の規定についての考察

- ① 国は、「放課後児童クラブガイドライン」と「放課後児童健全育成事業等実施要綱」で、「放課後児童指導員の選任に当たっては、児童福祉施設最低基準<sup>i</sup>（昭和23年12月29日厚生省令第63号）第38条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましいこと。」としている。
- ② 実際の放課後児童指導員の資格取得状況は、厚生労働省の調査（2012年5月1日現在）によれば、第38条2項2号・5号に該当する「保育士、幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校の教諭」が全体の51.5%（有資格者の中に占める割合は、72.2%）を占めており、「福祉経験有り」「その他38条」（第38条2項1号・3号・4号・6号が該当）を含めた「児童の遊びを指導する者」（第38条）の有資格者は、71.2%にのぼっている。
- ③ ①②のことから、今後、放課後児童クラブの質の向上に資する放課後児童指導員の資格・技能と資格のあり方を考える際には、この「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条」を検討することが妥当であると考えられる。

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の「児童福祉施設における職員の一般要件」を示した第7条は、「健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者<sup>ii</sup>」であって「できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者」が児童福祉施設における職員の一般的要件であるとしている。

この点を考慮して、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条」と放課後児童指導員に求められる資質・技能との関係を見てみると、「第38条」の規定は、豊かな人間性と倫理感を備えるという資質要件を満たせるようになっているが<sup>iii</sup>、放課後児童クラブに関する具体的な理論・技能を事前に修得できるようにはなっていないといえることができる。

本研究の目的は、今後どのようにして放課後児童指導員の資質・技能の向上を

図るかということにあるので、放課後児童クラブが置かれている状況と照らし合わせて、この問題を検討する。

- ④ 需要と供給の関係からみると、今後も放課後児童クラブ自体が増え続けることが予想されることから、放課後児童指導員も需要の増加が続くことが予想される。このことは、即時に放課後児童指導員として従事できる人材を確保しながら、その資質・技能の向上を図らなければならない状況が続くと予想されるということでもある。

供給を急いで、資質要件を軽視したり初歩的な技能の習得のみを採用条件としたりすることは、育成支援の質の低下を招くことになるので避けるべきである。

現状では、「児童福祉施設における職員の一般要件」（前掲）に即して考え、放課後児童指導員の資質要件を満たせるようになっている者（現時点では「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条」の有資格者）を中心に供給を確保しつつ、採用後、自治体における「初任者研修」の体系化と義務付けを行う等、確実に放課後児童クラブに関する「具体的な理論・技能を修得」できる研修・職場環境等を整えることが、堅実な方策であるといえることができる。

- ⑤ なお、放課後児童指導員の資質と技能の双方を専門教育によって養成することの可能性については、放課後児童クラブの運営内容・子どもの育成支援の内容の体系化<sup>iv</sup>、養成された人材が将来に見通しを持って就業できる職場環境の確保、等の前提条件を整えながら検討を進める必要がある。将来、放課後児童クラブにおける子どもの育成・支援の内容の体系化（研修の体系化）が進むとともに、事業の質の向上と職員の待遇改善が図られれば、高等教育において指導的立場の放課後児童指導員を養成する専門教育を設けるなどの方策が開けてくることも考えられる。この点については、現時点では様々な角度からの研究課題とすべき段階であると考えられる。

- (5) (1)～(4)のことから、放課後児童クラブの内容を充実させ質の改善を図るためには、以下の、放課後児童クラブの環境条件・放課後児童指導員の勤務条

件等について配慮することも必要である。

- ① 放課後児童クラブにおける集団の規模を、放課後児童指導員と子どもが信頼関係を結べ、なおかつ子ども自身がお互いを生活のメンバーとして知りあい認めあえる規模として、おおむね 40 人程度までとすること。
  - ② 放課後児童クラブにおける放課後児童指導員の配置・勤務に関する体制を、以下のように整えること。
- ・安全面への配慮や事業の円滑な運営のために、常時複数配置する。

- ・放課後児童指導員は、専任の職員として配置する。
- ・子どもとの安定的な関わりが継続できるようにするために、放課後児童指導員の長期的に安定した雇用を確保する。
- ・放課後児童指導員の勤務時間については、開所時間の前後に必要な準備時間を設けることとして設定する。

(以上)

**【参考】初任者研修 「放課後児童指導員初任者（勤続 1～2 年）を対象にした研修（案）」**

1	放課後児童クラブの目的と機能・役割	…………… (90 分)
2	子どもの発達理解と育成・支援	
	①子どもの発達理解 1（発達理解の基礎）	…………… (90 分)
	②子どもの発達理解 2（児童期の発達）	…………… (90 分)
	③子どもの発達理解 3（障害理解）	…………… (90 分)
	④子どもの発達理解 4（発達障害理解）	…………… (90 分)
	④放課後児童クラブにおける子どもの育成・支援	…………… (90 分)
3	子どもと遊び	
	①「子どもの遊び」の理解と遊び支援のあり方	…………… (90 分)
	②遊び支援の実際	…………… (90 分)
4	保護者との連携・保護者支援のあり方	
	①今日の家庭と子どもの養育	…………… (90 分)
	②子どもの社会的養護（虐待の早期発見・対応、養育困難な家庭への支援）	… (90 分)
	③保護者との連携・支援	…………… (90 分)
5	子どもの安全	
	①今日の社会と子どもの安全	…………… (90 分)
	②放課後児童クラブにおける子どもの安全	…………… (90 分)
	③救急・緊急対応時の実習	…………… (90 分)
6	放課後児童指導員について	
	①放課後児童指導員の仕事内容	…………… (90 分)
	②放課後児童指導員の社会的責任と倫理	…………… (90 分)
	③放課後児童クラブの職場運営	…………… (90 分)

○初任者研修として必要な科目は以下の 5 科目とした。

「放課後児童クラブの目的と機能・役割（1）」「子どもの発達理解と育成・支援（5）」「子どもと遊び（2）」「保護者との連携・保護者支援のあり方（3）」「子どもの安全（3）」「放課後児童指導員について（3）」（カッコ内は課目数）

○すべての科目（課目）を 1 年間で企画し、放課後児童指導員が 2 年以内に受講できるようにする。

○受講生が就業中の者であることを考慮して、講義の際の質疑の時間や研修時の交流の確保を工夫する。

○補助的業務に従事する職員（障害時支援のための加配職員、短時間の補助的業務のための非常勤職員など）も課目を選んで受講できるように配慮する。

○研修科目の内容と課目ごとのシラバスを作成するなどして、研修の質と講師スタッフの確保を図る。

○運営主体は、受講者の研修受講記録の作成と職場報告を行い、放課後児童指導員が学習内容を共有できるようにする。

この調査研究が、今後の放課後児童健全育成事業の基準策定に活用され、その内容に反映されることを期待します。

(注) 本調査研究の第1、第2年度は、佐藤晃子氏（現・西九州大学短期大学部幼児保育学科専任講師）に研究協力をお願いしました。

---

<sup>i</sup> 平成24年4月1日より「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」

<sup>ii</sup> 平成23年6月17日に、「施設職員の一般的要件に、人間性と倫理感及び自己研鑽の文言を追加（第7条及び第7条の2第1項）」

<sup>iii</sup> 第38条2項4号は、高等学校進学率が制定当時と大きく異なること、放課後児童クラブにおける勤務形態が多様化していることから、放課後児童クラブにおける2年間の実務経験について一定の目安を示すが必要になっている。

<sup>iv</sup> 「改訂版・放課後児童クラブガイドライン」（前掲）は、そのための検討素材となり得るものである。